

中間貯蔵施設環境安全委員会（第四回）議事録

日時：平成27年3月28日（月） 13:00～15:00

場所：郡山ビューホテル 4階「パラシオ」

議 題

(1) 中間貯蔵施設に係るパイロット（試験）輸送の実施状況等について

(2) その他

○河津委員長 定刻になりましたので、これより、中間貯蔵施設環境安全委員会（第4回）を開催させていただきます。私は中間貯蔵施設の環境安全委員長の福島大学の河津です。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入る前に一言ご挨拶を申し上げたいと思います。まず委員の皆様方には本当にお忙しいところ、しかもこの年度末の非常に押し迫ったなかでご出席いただきまして、誠にありがとうございます。前回のこの安全委員会はたしか12月24日だと思いますが、その中でいくつかのいろいろな課題も示されました。例えば、労働者の被ばく管理の問題、もう一つは搬出の車両のスクリーニングの問題、この二つに関しては既に委員の方々にはそれぞれ文書で説明があったかと思えます。なお、それでまた疑問があるようでしたら、またこの場で質問等をしていただければと思います。

さらに、そのほかとしては例えば輸送車両の分かりやすい表示の方法、それから迂回路の検討についてどうなっているのか。またいわゆる工程についてもどうなのかというような話があったかと思えます。これらについては、それぞれ環境省としても工程等についてもいろいろ議論されていたようで、今日の新聞にもかなり大きく取り上げられているように感じしております。いずれにしても、この会そのものは環境省等の報告に基づき意見交換を行い、そして助言を行うというような機関ですし、今後に向けてのぜひとも忌憚のないご意見をいただいで、最終的に中間貯蔵施設の安全性について確保しながらということを考えて進めていきたいと思っておりますので、本日の会議をよろしくお願しいたいと思っております。

はじめに委員の出席の状況について、事務局が今回からは県に代わったと伺っていますが、県のほうから事務局として、まず出席状況についてご報告をお願いします。

○事務局 事務局でございます。今回から事務局を務めさせていただくことになりました。どう

ぞよろしく願いいたします。出席状況については、半澤浩司委員、そして石田翼委員から、席はご用意させていただいたのですが、ご欠席とのご連絡をいただいております。以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。それでは引き続き配布資料についての確認を事務局からお願いします。

○事務局 配布資料の確認です。皆様の前に資料があるかと思いますが、最初に議事次第があります。そして、めくっていただきますと委員名簿、資料1、2、3、そして参考資料1、2ということで配布しています。以上です。

○河津委員長 もし過不足がありましたら、事務局に言っていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。本日の議事については、「中間貯蔵施設に係るパイロット輸送の実施状況等について」ということで、これは環境省から資料が示されています。環境省からご説明をよろしく願いいたします。

○伊藤補佐 本省の担当補佐をしております伊藤と申します。よろしく願いいたします。まず私からお手元の資料1、それから資料2の途中までご説明して、また資料3までご説明したいと思います。右肩に資料番号を打っています。資料1「中間貯蔵施設に係るパイロット（試験）輸送について」というところです。

まず1枚おめくりください。これまでも試験輸送の状況を随時ご説明してきておりますが、改めて最新の状況をご説明したいと思います。重複する部分は割愛と申しますか、なるべくポイントをしっかりと明確化してご説明に入りたいと思います。右下にページ番号を打っていますが、まずページ1、ページ2が最新の輸送の状況です。概ね1年程度をかけて試験輸送をやっておりまして、今お手元には3月25日、先週金曜日の数字を入れております。1ページ目の中ほどに保管量として4万5,283という数字です。さらに土曜日にページ番号の2番に本宮市というところがありますが、そこから60袋、約60立米を運んでいまして、土曜日の輸送終了時点で4万5,343、またご承知の方もおられるかもしれませんが、順調にいけば本日、残りの中島村というところから輸送して、試験輸送を完了するという見込みです。

1枚おめくりいただきますと、3ページ目、4ページ目、こちらも項目としては、これまでもご説明していたものになりますが、まず3ページ目は仮置場を出るときに輸送車両を前後左右の地点で空間線量率を測っておりまして、ガイドラインの定める100マイクロシーベルト/時を十分に下回っているかどうかを確認しています。データ集計の関係で3月22日時点となっていますが、こういった形で、いわゆる搬出時の輸送車両の確認をしている状況です。

同じく4ページ目は作業員の被ばくですが、こちらも5年間で100ミリシーベルト、それから1年で50ミリシーベルト、さらには各受注JVがそれを5年間の100を5で割って安全率をかけたもので管理をしているという状況ですが、こちらについても環境省もデータを吸い上げて適切にJVのほうで管理をしているというのを確認しています。2枚グラフを付けていますが、左側の作業員の累積被ばく線量分布というところで、1年限度50に対して、被ばく線量としてはしっかりと管理ができているという状況だと認識しています。

1枚めくっていただくと、5ページ目、6ページ目にはいわゆる保管場における空間線量率と地下水濃度観測がございます。本委員会でもご指摘をいろいろいただいて、測定についてはポイントであるとか内容の充実を図っているところですが、6ページ目にグラフを載せていまして、空間線量率については、工事に伴って除染などで下がる場所ではありますが、いわゆる搬入された除染土壌等によって線量が上がるという状況は確認されていませんし、地下水中の放射性物質についても検出下限値未満であるということを常に確認しています。

1枚おめくりください。7ページ目、8ページ目ですが、保管場レベルに加えて予定地内、我々、敷地境界と呼んでいます。具体的には大熊町と双葉町の交差点、2カ所で大気中ダストの放射性物質の濃度と空間線量率の連続測定をしております。こちらも随時ご報告していて、今回またさらにアップデートしていますが、3月21日時点で何か異常値を示すというようなことはなく、空間線量率も通常の範囲内でとどまっているという状況です。

9ページ目、10ページ目です。こちらは輸送路で、輸送実施計画に定める箇所ではいわゆる放射線量率というものを測って追加被ばく線量を出しているのですが、10ページ目の表の一番右に追加被ばく線量を瞬間最大と、その積分で出していますが、例えば一番追加被ばく線量がある②の高瀬というところでも0.1マイクロシーベルトということで、10ページ目の一番下に書いていますが、追加被ばく線量としては十分小さいということを確認しています。

11ページ、12ページです。環境調査として騒音、振動、大気質として二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じんなどを13地点、測定しています。12ページ目には騒音の表を載せています。前回は申し上げたかもしれませんが、騒音については、一部のところで輸送前に環境基準の70という値を既に超えているというところも若干散見されるわけですが、中間貯蔵の輸送車両によって何か騒音自体が増加しているということはなく、右端を見ていただくと、まだ輸送車両自体もほかの車両に比べて非常に割合としては小さいということですが、このあたりも騒音も随時確認をしています。

13ページ、14ページ目です。振動が13ページ目ですが、振動はいわゆる振動規制法に基づ

く要請限度をもともと下回っており変動と申しますか、何か増加は見られていないという状況です。また大気質の二酸化窒素、それから浮遊粒子状物質についても何か変化を見ているという状況ではありません。

さらにめくっていただきますと、15ページ、16ページ目ですが、16ページ目は環境調査としてまとめてあります。騒音、振動について輸送前と輸送の調査で測定結果に大きな差は見られなかった。繰り返しになりますが、騒音については事前に既に基準を上回っていた地点がありました、いわゆる輸送車両による影響は小さいと評価しています。大気質も大きな差は輸送前、輸送中で変化はなしということです。同じように粉じん等についても、全ての地点で参考値を下回っています。

1枚めくっていただきますと、また新しいと申しますか、今回のご説明する内容として、冬季の降雪時の輸送の内容をご報告します。冬季、降雪時にどのような対策をしたかというところを17ページ目に載せています。具体的には11月1日から冬用のタイヤ装着、それから全ての運転手に雪道の運転講習をやっています。また必要に応じて除雪であるとか、融雪剤の散布、さらにはパトロールなどによる安全の確認、気象情報などの収集をして、いわゆる安全確保を最優先にできない場合は輸送を実施しないという形で進めてきております。

実際に実績として降雪、積雪、路面凍結によって8カ所、7日、輸送を中止しています。また2カ所、計6日の輸送の台数を予定より減じています。それから17ページ、右側については、除雪、それから融雪剤の散布の実績として9カ所、それから4カ所と24日、22日というのを書いています。やはりこのあたり今後、積込場、搬出仮置場が増加した場合にでも対応できるように除雪車等の手配を検討するという必要性も書いています。

18ページ目にはさらに今申し上げた事例を具体的に書いています。まず新地町というところで警報の発令もあり、全ての作業を中止したという実績があります。また小野町というところは輸送路の一部に勾配が若干きついところがあり、そういったところの路面凍結の状況から中止したという実績があります。大玉村について融雪剤の散布、あるいは輸送車両を減らしているという実績があります。

18ページ中段は若干お話が変わりますが、搬出にあたって自治体にご協力をいただいた事例を載せています。具体的には除雪について大玉村や小野町にご協力をいただいたということがありました。18ページ目の下に黄色い枠囲いで評価という形でまとめていますが、冬季輸送について冬用のタイヤの装着や講習の実施、除雪などによって、これまでのところ安全に輸送を実施できたと評価しています。また事例の中で自治体さんのご協力をいただいて、

さらに円滑な輸送をできたという状況がありました。

繰り返しになりますが、一部安全性確保の中で中止した、あるいは輸送車両を減じたということもありまして、もっとも大事なポイントとして一番下の○で豪雪地帯、あるいは山間部にある仮置場、冬季輸送のときにはまずはその輸送の中止となるリスクの高いところの輸送は、なるべく冬季を避けるというような計画を立てることを検討したいということです。またそれから冬季輸送について、何より安全確保を最優先で実施すると書いています。

めくっていただいて、今までご説明した内容も多分に含みますが、まずタイトルにある28年2月19日に冬季の輸送を除く試験輸送の検証の報告をまとめています。本日の参考資料1にも本文を付けていますが、概略、19ページでご説明させていただきたいと思います。こちらについては、輸送検討会も開催しながら報告をまとめておりまして、今後、検討も含めて必要となる対策の抽出、改善策などをまとめてございます。総括としてこれまでのいわゆる試験輸送については、想定、準備した安全対策は概ね想定どおり機能したと評価しています。また、さらに日々輸送するなかで発見された課題、また本委員会などで貴重なご指摘をいただき、それらに関係機関と連携のもと改善策を随時講じることで、安全かつ確実な輸送を実施していくとまとめています。

ただし、今後検討実施が必要な対策、改善策も併せてまとめておりまして、試験輸送での取組を基本としながら、今後段階的な輸送量の増加に応じて検討を進めて、輸送実施計画などに反映しながら改善策を継続的に講じていくことが必要であるということも併せてまとめてあります。

資料1でご説明した内容も若干ありますが、主な必要な対策を搬出仮置場、輸送、輸送管理、保管場全般としてここに概略を載せています。まず搬出仮置場については、何より作業スペースの確保や搬出仮置場も形状がいわゆる均一というか、一つではないものですから、それぞれの仮置場の状況に合わせた作業手順であるとか、作業計画の具体化が必要だと。それから現場発生材の処分も必要になるので、そういったものの開拓も必要であると書いてあります。それから安全かつ確実な輸送の実施が大前提ではありますが、今後輸送車両が増加していくことに伴って、いわゆる放射線量率の測定などの効率化も検討してまいりたいと考えています。

輸送そのもの、輸送管理ですが、休憩施設の増設、あるいは道路補修、それから教育研修などのソフト面、これら道路交通対策の適切な実施、あるいは迂回路、それから緊急時対応に向けた関係機関の連携強化が必要であるとまとめてございます。同じくその輸送物、輸送

車両も増えていくということを想定して総合管理システム自体も改善、拡張を図っていくという必要性を書いています。保管場については、安全かつ確実な輸送というお話、それからそれを前提としたスクリーニングのほうの効率化の必要性も書いています。最後、全般としては、何より自治体さん、地域住民の方々の理解やご協力を得るための一層の取り組みを進めることなどが必要であるとまとめています。

最後に黄色の矢印です。内容について若干ご説明させていただきましたが、冬季降雪時の輸送の検証についても輸送の終了後、速やかに取りまとめを行いたいと考えています。資料1のご説明は以上ですが、委員長、続けてよろしいでしょうか。

○河津委員長 そのまま続けてください。

○伊藤補佐 それでは、資料2「今後の中間貯蔵施設事業の方針等について」ということです。

1枚おめくりいただいて1ページ目、2ページ目です。同じように右下にページ番号を振っております。先ほど若干触れましたが、2月19日に大熊町さんと双葉町さんの全員協議会にもご説明にあがり、その日に中間貯蔵施設事業の方針と、平成28年度を中心とした事業の方針を公表しています。1ページ目に用地取得、施設整備、輸送という形で書いていますが、まず用地については体制のさらなる強化を行って丁寧な説明を尽くしながら取得に全力で取り組むとさせていただいています。また施設整備については、いわゆる保管場に加えて受入・分別施設、土壌の貯蔵施設など書いていますが、本格施設の平成28年度、来年度からの整備に着手ということの方針としてお示ししています。また用地取得の加速化によって施設を順次拡張展開していくと書いています。

それから除染土壌の継続的な搬入というところも可能となるように、いわゆる本格施設の整備と併せて保管場の整備も実施とさせていただいております。また既存の保管場の残余量も活用というのを方針で書いています。それについては、ご承知の方も多いかもしれませんが、本年度の約3倍にあたる15万立米程度を輸送することを方針に書いて、それに対応する道路補修等を今年度中に実施しながら段階的な輸送をするとしています。また平成28年度の話ではないと認識していますが、ピーク時を含めた輸送期間の輸送量や輸送台数を想定して、道路対策を段階的な輸送量の拡大に先だって実施としています。各市町村からの搬出量を設定。こちらは後ほどあらためてご説明したいと思います。

2ページ目にそれを少し図示したものがありますが、左側から本格的な施設整備、真ん中が保管場、それから輸送と書いています。ポイントは施設整備については、受入・分別施設や貯蔵施設、それから仮設焼却施設、工事発注公告、保管場の工事発注報告をして、具体的

には工事契約を7月から9月の間、工事開始を10月から12月の間を進め方として書いています。実際に貯蔵の開始というところで、29年の秋ごろに貯蔵の開始の方針で書いています。

1枚めくっていただいて、3ページ目、4ページ目です。28年度を中心とする方針に加えて昨日、当面5年間の見通しを公表しています。まず3ページ目、用地取得、施設整備に全力を尽くして「復興・創生期間」の最終年である平成32年度までに、幅がありますが、500万から1,250万立米程度という除染土壌等を搬入できる見通しを、見通しとして表現しています。これによって少なくとも身近な場所にある除染土壌等に相当する量、それから用地取得等を最大限進めて、幹線道路沿いにある除染土壌等に相当する量の間貯蔵施設への搬入を目指すということを掲げています。ただし、実際にどの仮置場から搬出するかとか、そういったところは各市町村さんをご相談と申しますか、ご判断させていただきたいと思っております。

4ページ目はそれを数字として表現したのですが、左端が用地取得の欄、真ん中の欄が輸送量、一番右は実際に除染土壌の発生量を書いています。除染土壌の発生量については、今年度、27年の12月31日時点の実績値として約1,000万立米程度という推計になっておりまして、真ん中の輸送量の類型値としては、約5万立米程度の試験輸送の量を書いています。それを、段階的に輸送量を増やしながら搬出してまいりたいと考えていますが、やはり用地取得を左の欄に書いて、推計の考え方を下には書いていますが、用地取得については、これまでの地権者の皆様への説明の状況などを踏まえて幅をもって推計しています。その推計の幅の中で一定程度、施設整備を行いながら、真ん中の欄の輸送量を累計として表現しています。真ん中の輸送量の一番下に32年度の500万から1,250万という数字がありますが、こちらが先ほど大方針として概略をご説明したものと一致するところです。

1枚めくっていただきますと、それを図で表現した輸送量の図になりますが、5ページ目の当面5年間の見通しとして、一番左は本年度の5万立米、それから来年度の方針として15万立米で、こちらを段階的に上げていきながら、500から1,250万というところを、32年度の見通しとしてやっていきたいと考えています。引き続き西尾からご説明させていただきます。

○西尾企画官 輸送担当のチーム次長をしております西尾と申します。輸送について説明させていただきます。以上のような全体方針に基づきまして、以下、輸送の流れについて説明したいと思います。この資料の6ページには輸送に係る実施計画について書いています。これは28年度から段階的な本格輸送に入るということで、これに向けての輸送をどういうふうに進めるかという具体的な事項、輸送の仕方について記載した資料をパイロット輸送のときにも作っておりましたので、これを3月25日にまとめたということで、この1枚紙でまとめ

ています。

この実施計画そのものは3月25日に県さん、県内の各市町村さん、県警さん、消防さん、道路管理者さん、いろいろな方々に入っていて、ご意見を伺いながらまとめてきたということです。本体は百数十ページに及びますので、別冊で用意していますが、概略1枚で、このページで説明させていただければと思っています。下のほうの箱の中にポイントを書いています。先ほど説明したとおり、28年度から1年間の輸送量ということで15万立米程度を輸送するというのが①番。それから②番として、輸送台数を具体的にきちんと想定して、その輸送台数に応じた道路交通対策をその輸送量の拡大に先だって実施するという大方針を書いています。

③として全体が15万立米ですが、これを各市町村別に配分すると、それぞれの市町村からどれだけになるかというところを一覧表で書いています。それから④ですが、パイロット輸送の段階の実施計画からいくつか改善してきています。これは先ほども説明申し上げた検証の結果なども踏まえて改善しているということで、一例を書いています。先ほど説明したような内容を実施計画に反映させているという状況です。

⑤として、やはり輸送というのは、量をだんだん拡大していきますので、その段階に応じて更新が必要になってまいります。平成28年度からの1年間で概ね15万立米とお話ししましたが、この量をまた更新する段階が来ますので、この段階にこの実施計画も更新していくということで、その段階にきちんと合った内容、改善策が見つければ、それを逐次、反映させていくということで、実施計画に書いていくということです。

これに基づきまして、次のページ以降は具体的に、大熊町さん、双葉町さんのところでどういったルートを使うのか、それからどういった道路交通対策があるのかということについてまとめた資料を4ページほど用意しています。この図面4ページについては、大熊町さん、双葉町さんの議会でも説明している資料、そのままです。7ページ目ですが、まず大熊町です。7ページ目については、平成28年度に向けての対策、それ以前にやった対策、全部ひっくるめて書いていまして、黒字の文章の部分については、既にもう実施を終えている対策で、今実施をしている対策は赤字で書いていますが、これは27年度内に終わる予定で進めているということです。このページで赤字が残っているのは、⑧で書いてありますが、国道288号線の災害復旧です。これは福島県さんが今年度末までにとということで取り組んでおられるということで、それ以外の箇所については環境省で対策している部分について、だいたい終わっているというような状況です。

これは28年度に向けてということですが、次のページはそれ以降について書いています。今後、大熊町でいうと、大熊インターチェンジが整備されるというような状況ですので、それに向けてどういうふうな対策をとっていくのかということ、この1枚にまとめています。まず①番で、黄色の吹き出しが書いてありますが、県道252号線の、国道6号のちょっと西側に当たりますが、震災で崩れたところがあります。ここについての補修を今、環境省で取り組んでいます。既に測量、それから工事など、もう既に着手しておりまして、平成28年度中には復旧を完了するような予定で今進めているところです。緑色の吹き出しですが、この赤い道路の部分については、今後輸送車両が増加するに従って舗装厚の改良が必要ということで、これについては29年度末までに完了するというような予定で考えています。

さらに、大熊のこの赤い実線のルートですと、町中を通るということで、迂回するような赤い点線のところがありますが、ここの赤い点線の部分について関係機関と調整をして、工事用道路を整備するというように考えています。これについては、今現在、町さんにもこれでお示しして調整中ですが、調整がつき次第、関係機関もありますが整備に着手して完成後に利用するというように考えています。

次のページが双葉町さんです。9ページ目も同様な資料になっていて、黒字の部分が既に対策を終えているというところ、赤字の箇所がいくつかありまして、左のほうから申し上げますと、左の⑤と書いてありますが、国道288号線、これについていくつかクラックが入っていたり、路肩が崩れたりという部分がありました。こういった部分について、現在補修をしておりまして、これについては年度内に終わるような形で予定しています。それから、その下の⑥ですが、これは県さんのほうで災害復旧をやっていただいている、これについても年度内に終わる予定と聞いております。

真ん中の上のほうに⑦と書いてありますが、前田橋とあります。これについては、ずいぶん古い橋で、強度的には大型車両が1台通る分には問題ないということで、環境省でこの秋口に調査を終わっておりますが、今後のことを考えると、どんどん古くなっていったときに、一気に強度が落ちないようにということで、今の段階からクラックなどを埋めておこうというような補修に着手しています。これについて関係機関との調整はもう既に終わっていて、補修に着手しておりまして、全体を含めて28年度の早いうちに終わる予定で考えております。また、調査結果でも分かりましたが、前田橋については、とりあえず今現在の橋ですと、誘導員を配置して車両が1台ずつ通るというふうな形で使わせていただくというようなことで考えています。いずれにしても、この橋の補修が終わってから28年度の輸送を始めるという

ことで考えています。

その次のページが今後です。10ページ目です。このページについては、双葉町さんについてはルートが順次変わっていくような状況ですので、これをまずⅠ、Ⅱ、Ⅲということで示しています。黄色いⅠは県道35号線が今オレンジ色で点線が入っています。これは福島県さんのほうで地震の災害復旧をしていただいております、これが28年度中に終わるという形で聞いておりますので、これが完成しますと、このルートを使ってという形の輸送になろうかなと考えています。これがⅠ番です。

このⅠ番ですが、先ほど申し上げました前田橋のところを通ります。この前田橋のところを通るということではたくさんの台数が通れませんが、これについては緑の丸い点線があるかと思いますが、こちらのルートで工事用道路を整備して、この緑色のルートに変えていくということで、2段階目はこのルートで輸送を進めたいと考えています。

3段階目としては、双葉インターチェンジが出来上がってくるタイミングが平成31年度と聞いておりますので、この31年度に双葉インターチェンジが完成できましたら、これについても輸送で使わせていただきたい。そのルートについては青い矢印でⅢと書いていますが、こういった形を考えているところです。

3つのルートがありますが、これらについての道路交通対策について吹き出しで書いておまして、まず黄色の右上のほうからいくと、Ⅰ-①と書いてありますが、前田橋は先ほどまご説明申し上げた通りです。その下にⅡ-①とありますが、高万迫取付1号線、これは国道6号から東のほうに入っていくルートですが、ここも災害で壊れた部分がありまして、これは中間貯蔵施設の予定地内になりますが、これについても29年度に終わるような予定で進めたいと考えています。

それから大きいのがこの緑色のルートで、この緑色の点線のルートについて、今町さんと調整させていただいております。この調整が整い次第、作業に着手して、前田橋を利用しないルートにできるだけ早く移行できるように準備を進めたいと考えています。

最後の3段階目のルートですが、これについては、また青色、点線で書いてありますが、これについては、今後の復興の観点もありますので、双葉町さんとびっちり調整させていただいて決定し、それをインターチェンジ供用までに整備するというようなことで考えています。

以上が来年度以降の輸送の考え方でしたが、これについては、今現在、両町さんとも説明させていただいておりますが、今後も説明を尽くさせていただいて、両町さんにご理解をい

ただけるように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○鈴木課長 次に資料3のご説明をします。

○河津委員長 それでは、一括してあとで質疑をやるということで、資料3についても説明をお願いいたします。

○鈴木課長 「パイロット（試験）輸送において発生した事例と対応等について（平成28年1月以降）」という資料です。

おめくりいただいて、パイロット輸送期間中に積込場において発生した事例ということで事例の概要を申し上げます。2月8日、国見町の積込場において輸送車両が積込場にバックで入場するために、入口前の道路において車両の切り返しを行ったところ、路肩に設置されていた視線誘導標、これは写真が右側にありますが、若干右側に傾いているのがお分かりになるかと思えます、これに接触してしまったということでした。道路管理者と協議しまして補修を実施しています。

発生要因ですが、運転手による視線誘導標の見落としと車両の路肩への寄せすぎ、また誘導員による運転手への注意喚起不足ということでした。再発防止策として、運転手及び誘導員に対して周知会を実施し、運転手による周囲の安全確認の徹底、誘導員による適切な誘導についての教育の実施、運転手の実地訓練の実施ということで、下に写真がありますように訓練を行ったということでした。

おめくりいただいて、2月23日、今度はこの右側に写真がありますが、セルフローダーと書いてありますが、アームが付いたトラックです。このアーム、クレーンを張り出したまま左側に出していますが、このまま保管場内を移動してしまったということで、保管場敷地内にあった倉庫に接触させて、屋根を損傷させてしまったということです。地権者様に内容を報告し、損傷部分の養生をしたということでした。

発生要因については、クレーン付きトラックの運転手がクレーンの格納状況の確認を怠ったということでした。再発防止策についてクレーン付きトラックによる作業終了後の確実なクレーンの格納を徹底ということ、こういったトラックによる作業等の実施時には必ず監視員を付けるということとした。それからトラックのクレーン未格納時の警報装置の設置を義務付け、作業員に対する周知会の実施ということで教育を行っています。このほか重機による架線の切断事例が1件ございました。左上の写真を見ていただきますと、屋根が損傷しているのがお分かりになるかと思えます。ここにクレーンが接触してこうなってしまったということで、養生後の倉庫の状況ということで、下のような形に応急対応をしております。

おめくりいただいて、総合管理システムに関する事例ですが、3月10日、本宮市の積込場で輸送車両に積み込むべきフレコンバッグを取り違えて、管理システムに登録されたものと異なるフレコンバッグ1袋が輸送されたということがありました。輸送車両が保管場に到着して、JV作業員による受入登録を行った際に、別の車両で輸送する予定のフレコン1袋を輸送したことが判明したという事案です。この誤って輸送したフレコンバッグについては、一時的に保管場に仮保管し、管理システムのデータを修正しました。それを確認した上で、正規に受け入れを行い、定置したということでした。

発生要因ですが、当日、積込場の作業員に病気による欠勤者が出たということで、臨時の作業に当たった玉掛け作業員が輸送対象の判別用に取り付ける札を、あらかじめ定められた手順と異なって取り外してしまったということでした。再発防止策としては、積み込みの玉掛け作業時、玉掛け担当者が判別用札の指差し呼称を行い、タブレットの登録者が積み込み対象物リストと照合するということ、それから輸送車両にフレコンバックを積載後に輸送予定のフレコンバックであることを確認したうえで、判別用の札を取り外すということ、当然ですが、作業員が変更になった場合には、作業グループごとに作業指揮者が作業手順を再周知するということとしました。

おめくりいただいて、荷台からの物品の落下ということですが、2月17日、大玉村から保管場に輸送し終わったダンプトラックが、郡山市の車両基地に戻る途中に磐越自動車道の差塩から小野の間にラッシングベルト、写真が右側にありますが、固縛用資材を落下させてしまったという事案でした。後続車両の運転手が落下したところを確認しまして、JVの輸送管理者に連絡し、輸送管理者から環境省に報告がありました。環境省から道路管理者に連絡し、警察のパトロール車により、このラッシングベルトが回収されたということです。

発生要因ですが、荷台に折りたたまれたダンプシートの中に固縛用資材を巻き込んでいたためだけだったということで、走行中の風や振動の影響によりシートが緩んで固縛用の資材が落下してしまったということです。再発防止策としては、固縛用資材等のダンプシート以外の装備を荷台には積載しないとすること、ダンプシートが走行中に広がらないようロープで確実に縛る、作業員に対して周知会を実施して、再発防止策について教育を行いました。

続きまして9ページをおめくりいただいて、輸送車両後方の表示、これは前回ご意見をこの場でいただきました。それを踏まえてこの輸送車両であることが後方からも分かるように検討しました。実際にはどうかと申しますと、この写真の中にちょっと見づらいですが、A、Bと赤い矢印が出ていますが、荷台のところと荷台の後部のところにこういった場所を設け

て、A、B、それぞれどのような表示にするか、イメージですが、Aの部分には「福島再生へ 除染土壌等運搬中」、Bの部分には「除染土壌等運搬中」ということで、こういった表示を後ろにも表示することとしました。この表示自体はイメージですが、場所としては、この2カ所に表示するということにしました。

次の10ページですが、前回もご意見をいただきました。J Vの作業者の下請けの事業者にきちんと情報や再発防止策等を周知徹底するというのを、どのようにやっていくかということですが、前回の委員会以来、さまざま取り組んできたところですが、一つは環境省として教育研修を実施したというのが10ページです。J Vの職員と輸送車両の運転手を対象に輸送にかかる研修を1月8日、2月3日、3月8日と3回実施しております。警察本部から交通の関係についての講義をいただくといったようなこと、環境省での緊急時の対応マニュアルの周知、それから警察、消防本部等の指導の下に緊急時の通報・連絡訓練の実施、また有識者による指導の下で放射線の可視化体験を実施し、放射線に関する理解を醸成といったことで研修を行いました。

おめくりいただいて、中間貯蔵工事協議会は環境省が発注している環境省事業の受注者であるJ Vが構成員となって、こういった情報を一つのJ Vで起きたことがきちんとほかのJ Vにも伝わるように、それから各受注者の知見とかやり方も踏まえながら再発防止とかいい取り組みがあれば共有していくといったようなことをやりまして、緊急連絡網の確認とか事故時の対応に関する情報共有、レッカー車のリスト整備、パイロット輸送における各種事例やその対応策の共有、こういったことを実施したということです。

12ページですが、これは各J Vが作業員にどのようなことをやっているかといったものですが、作業員及び運転手が新規に入場した際に、本工事の特性、地元自治体との取り決めなどのルール、作業エリアのハザードマップ等の周知を実施。J V構成会社、環境省関係工事において、事故、周知事項等が発生した場合、朝礼と昼礼等を通じて、全作業員に対するその都度の周知を実施したといったようなこと、また災害防止協議会とか安全衛生協議会を通じた周知、ヒヤリハット事例等の共有、こういったことも実施を続けています。

おめくりいただいて、13ページです。各J Vで輸送車両の運転手への主な教育、研修ということですが、作業員と運転手を対象に安全運転、運転マナー等に関する教育を実施、事故等の緊急時に備えた連絡方法の教育訓練実施、輸送ルートของハザードマップを作成し、交差点や危険箇所の認識を共有といったようなことで、輸送ルートについてどういったところが注意をすべきかといったようなことの共有をしていくといったことをやっています。

スライドの14ですが、車両の運転手に対して輸送ルートをしっかり確認させるということで、ルート間違い等も発生したものですから、事前に全運転手が輸送ルートを走行して危険箇所や配慮事項等を相互に確認する。運転手の安全意識の底上げとともにルート逸脱の防止を図るということで、このような事前のルート走行を実施していくといったことで輸送の安全対策を引き続き実施していくということを考えています。資料3については以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。参考資料については、今の本文の中で説明して、具体的に書いてあるという認識でよろしいわけですね。今の報告についてのご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。石田委員、どうぞ。

○石田（順）委員 説明ありがとうございます。まず資料1ですが、19ページ、最後のところに、このパイロット輸送を踏まえていろいろな対策、それから改善策をやったということで、測定の効率化、あるいは総合管理システムの改善拡張、スクリーニングの効率化というようなことが書いてあるのですが、この資料1の中でちょっと気になった点は6ページです。6ページのところで28年2月あたりで、ちょっとグラフがアップダウンしているところがあるのですが、その理由として、工事の進捗に伴う測定地点の移動により測定値が変動というふうにあるのですが、必ずしも同じポイントで継続的に測れれば、それが一番いいのですが、こういうふうに測定地点を変えるような必要があるときには、前の測定ポイントと新たに考えている測定ポイントで、ある程度、一定期間ダブって測定して、それで新しい測定点に切り替えるということをやらないと、いきなり切り替えたのでは、これが本当に正しい数字なのか、あるいは本当に正しい線量を表示しているのかどうかというのがちょっと分かりませんので、そういう意味で、継続的なモニタリングができるようなやり方、特に測定法、測定ポイントとか、そういったものを変えるときには、そういった配慮をして変えるなら変えるということをやっていただきたいと思います。資料1はそういうことです。

○河津委員長 ありがとうございます。今のことに関して、もう少し説明が必要かなと思いますが、何か環境省のほうから。

○亀井補佐 ありがとうございます。ご指摘のとおり、2月に測定地点を移動させたということで、工事の進捗の影響で、もともと工事する予定ではなかったところに置いていたのですが、そこからどうしても動かさなければいけないことになりまして、移動させたものです。その際に、少し後方の植栽、芝生などがあって、若干空間線量率の高い方向に移動させたことで、このようなグラフになっています。移動の前後で機器自体は変えていないのですが、他の機器で移動前の場所と、移動させる場所との線量を測って、だいたいこれくらいの変化がある

ということを事前に確認したうえで移動させ、だいたいそれと同じような値になっていることを確認しました。機器を変えるときには、当然並行測定しておりますし、これからもしていきたいと思いますが、今回については機器を変えなかったので、他の機器で比較して、その変化と同じようになるということを確認したということです。

今後、ご指摘を踏まえて、なるべく場所を移動させないようには思っていますが、移動させる場合にも、並行測定などで確認するようにはしていきたいと思います。

○石田（順）委員 ありがとうございます。そういうことをやっているならやっているで、注釈か何かでこの図面のどこかにこういうことをやって、それで新たな地点に変えましたということを書いてあれば親切だと思います。よろしく願いいたします。

○河津委員長 ありがとうございます。ほかにご意見。はい、門馬委員、どうぞ。

○門馬委員 大熊町の門馬と申します。資料1、2についてちょっと質問したいのですが、あまりにも長すぎたので、資料1が終わったら質疑に入ったほうが私はいいのかなと思っていました。あまりにも質問内容が長すぎて私が適切に質問できるかどうか不安になってきましたので。まず資料1の一番最後、19ページ、パイロット試験輸送に係る検証報告についてということで、検証結果の総括、これは一番大事なことだと思います。総括の中で概ね想定どおり機能したということと、発見された課題についてという二つが文言で記載されていますが、概ね想定どおり機能し、ということを書いてありますが、このほか想定外の出来事等は何かあったのでしょうか。想定外の出来事、この辺についてちょっと教えてください。それから発見された課題と書いていますが、課題や指摘の内容はどういうことだったのかということについて教えていただきたいと思います。ちょっと質問が長いので、この2点を先によりしくお願いします。

○河津委員長 それでは環境省、よろしく申し上げます。

○伊藤補佐 ご質問ありがとうございます。まずご質問のいわゆる想定できなかったものは何だったのか、あるいは総括したいわゆる概ね想定どおり機能したとはどういうことか、というところですが、まず我々は試験輸送の中で除染の土を運んだ車両については何か大きな事故を起こすということにはなかった。そこは想定どおりという中の大きなポイントかなと思っています。他方で、いわゆる輸送車両自体ではありませんでしたけれども、いわゆる遮蔽用の土を運んだものが事故を起こした。こちらは想定外だといえば想定外、もちろん全てが想定できるわけではないということかとは思いますが、大きな想定外だったと思っています。今回の資料3の中でも我々は何ができるか。こういった事故をなるべく起こさないように最善

を尽くす策を今後も考えていきたいと思いますが、大きなポイントで申し上げれば、その2点かなと思っております。

○門馬委員 ありがとうございます。あと2、3日前だか、除染廃棄物の置いてある場所で火災があったと思いますが、それなどはどうなのですか。ただ、セシウムとかそういうものがあまり公表されなかったということが新聞等で報道されていましたが、その辺について分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○河津委員長 では環境省、お願いします。

○土居所長 ご質問がありました火災については、指定廃棄物を保管している場所がありまして、その周りで下草を野焼きしていたところが延焼して火災になったというものです。その影響については、まず燃えたものについては飛散防止をするために措置を取ったということと、周りの空間線量率を測定し、線量としては影響がないというのを確認しつつ作業を行っています。また他の事例に活用するという面から、今再発防止策、あと連絡の方法の徹底、こういったものを関係機関とも協議させていただきながら詰めているところです。

○河津委員長 よろしいでしょうか。

○門馬委員 ありがとうございます。環境には影響はなかったということですね。それが一番いいことだと思います。ありがとうございます。

資料2について質問したいと思います。1ページですが、平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針ということで、用地取得がIに記載されています。体制をさらに強化し、丁寧な説明を尽くしながら、用地取得に全力で取り組むということですが、この辺について、今日の新聞にも契約実績として82件と売買契約、地上権契約ということで掲載されていました。その他、例えば現地調査をした件数、あとは現地調査を確認した調査の承諾を得たというような件数はどのくらいあったのかについてちょっと教えていただきたいと思います。

それから2ページですが、これは施設整備等は県内全体の除染後の整備のためですが、施設返還時、例えば30年後の跡地を除染して返すとか、そういうふうなことが記載されていません。5年間くらいの工程だと思いますが、その30年後の工程が私たちは非常に興味があります。というのは、30年後、ひょっとしたら最終処分場になるのではないかというような懸念が地権者からかなり出ています。そういうふうな懸念を払拭するためにも、30年後、地上権で契約した方、きちんと返す。そして跡地を除染して返すという約束ができていないというような状況だと思います。ですから、地権者も納得していない方がかなり多いのではないかと思います。そういった意味で、このような予定表的な工程表的なものがありますが、

その辺について30年後の見通しをきちっと示すということが非常に大事になってくるのかなと思っています。その辺についてどうなのか。ちょっと説明して下さい。これは今後、地権者が用地交渉をする場合、非常に大事になってくることだと私は思っております。その辺、よろしくをお願いします。

○河津委員長 今2点ありましたが、2点についての環境省からの考え方をお願いいたします。

○永島参事官 ご説明します。まず地権者説明の状況ですが、この1,600ヘクタールの中間貯蔵施設の予定地には登記簿ベースで2,365名の地権者の方がいらっしゃいます。そのうち環境省として連絡先を把握できている方が1,390名、これはいずれも数字は2月末時点です。この1,390名のうち環境省の職員が個別訪問などをさせていただいている方が1,240名いらっしゃいまして、そのうち建物などの物件を持っている方々のうち960名については、その物件の調査をしていいというご了解をいただいております、そのうち870名については、既に調査をさせていただいております。

その調査結果を踏まえて補償額を提示するということが手順になってくるのですが、補償額の算定に環境省として今時間を要しております、まだ十分に補償額の提示をできていない状況でございます。その結果として、3月25日時点の契約実績としては82件、契約面積としては約22ヘクタールという状況になっています。

これらの用地説明を進めていく体制ですが、現時点では福島環境再生事務所に75名の用地担当職員がおります。これを4月1日以降、福島県からも10名の職員を派遣いただき、合わせて110名体制に拡充を図っていくこととしております。さらに用地コンサルタントの方々にも100名、200名単位で協力してもらいまして、こういった方々を総動員して、用地説明の迅速化を図っていきたいと考えているところです。

それからもう1点、県外最終処分の工程表がどうなるかというご質問であったと理解しています。本日、説明した中には30年の工程表については含まれておりません。これについては、我々としても宿題であると認識しております、3月30日に有識者による減溶・再生利用戦略検討会を開催して、どういうふうに最終処分を具体的に進めていくか、その前提として、技術開発として濃いものと薄いものを分けていくというようなことが必要になりますので、まずその技術開発をどういうふうに進めていくかという工程表をまとめて、それも踏まえた形で30年以内の県外最終処分にかかる工程表をまとめていきたいと思っています。こちらについては、まとまりましたら、改めてこの場などでご説明させていただければと考えています。以上です。

○河津委員長 よろしいですか。どうぞ。

○門馬委員 ありがとうございます。工程表については3月30日、減溶・再生利用検討会の中で議論するという事ですので、この辺についてきちんとした工程表を作成していただいて、地権者、さらには環境安全委員会の中で報告していただければと思っております。そこで用地取得に関して再度、ちょっとくどくなるのですが、私は地権者でもあります。その中で、環境省の今の対応について、非常に皆さんが環境省に対する不信感を持っています。その中で用地交渉が進まないというのも一つあるかと思えます。また今永島参事官が言われた用地取得をする担当者が人数が少なかったので、110名体制で今後対応するというようなことで、今後多少は加速化するのかなと思っておりますが、一番肝心なことが抜けている。その辺について提案したいと思っております。

今後、地権者と交渉するには何が一番大切かという点、地権者の説明会が一番大切ではないか、という点を提案したいと思っております。地権者は二千三百有余人いると言っておりましたが、その中で把握しているのは1,390名です。この地権者説明会をきちんと説明して、現在の状況などをきちんと国のほうの説明をする。そして我々地権者の意見を聞く。そして、そこで議論することによって、この用地交渉などのスピードアップも図れるのではないかと考えています。

ある福島県内の新聞に2月ですが、県除染アドバイザーの井上さんという方がこういうふうな談話を出しております。用地交渉や除染で出た廃棄物の焼却、再利用を進めるためには、いかに住民の理解を得られるかが鍵となる。環境省は今以上に住民と向き合う必要がある。地区単位での説明会など住民が納得できるような話し合いの場を設けるべきだ、ということをご指摘しております。

それから環境安全委員長、ここにおられますが、委員長も指摘しております。中間貯蔵施設の用地交渉が進まない根本的要因は、地権者が目に見えるメリットを感じにくい点にある。地権者は契約に至るまでの過程が見えないことに不満を抱えている。環境省は途中経過を含め、きめ細かい進捗状況を提示していく必要がある。地権者側からは交渉の過程で質問への回答が返ってこない。これは担当者の事務引き継ぎが出来ていないということも聞かれています。交渉ごとは信頼関係が前提、地権者の立場に立った対応が求められる。

当たり前のことなのですが、なぜこれを進めないのですか。平成26年5月末から16の会場で、住民説明会が福島県内外で開催されました。さらにそのあと地権者説明会が平成26年9月29日から10月12日まで、同じく福島県内外で12の会場で開催されました。ここで地権者または

住民の方々、いろいろな質問が出たと思います。永島参事官もこの場に出席しましたよね。私も質問しました。質問内容については、帰って検討させていただきます。これがまだ返ってきていないのです。こういうことをやっているから、地権者が環境省に対してものすごく不安を持っているのです。この不安を解消にするにはどうしたらいいのですか。地権者説明会を設けて、そしてあなたたちがきちんと説明する。そして地権者の意見を聞く。これが一番大切ではないでしょうか。環境安全委員として、この1点を提案します。以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。私のあれも出ましたが、環境省の見解をぜひお願いします。

○永島参事官 今、門馬委員から言われたことは、その通りだと思っております、地権者お一人お一人にご説明し、ご意見を伺って、それに応えていくことが基本中の基本であると考えています。今まで、我々としてはやってきたつもりですが、まだまだ足りないというご指摘も踏まえてこれからもできるだけ対応していきたいと思っております。

具体的に今、お話いただいた点ですが、住民説明会、それから地権者説明会ということで、これまで大熊町、双葉町の皆様を対象に、県内外にわたり開催させていただきました。その場でいただいたご意見について答えが返ってきていないと言われる部分はあろうかと思いますが、我々として返せる部分は今まで返してきたということはあります。例えば、もともと用地については買収だけであったわけですが、「賃貸も」という強いご要望を踏まえて地上権というものを設定したりと、できるだけのことにはやってきたつもりですが、まだまだ不十分ということだと認識しました。

具体的な提案として説明会を開催してもらえないかということですが、現在、福島再生事務所の職員が個別の地権者の方々と接しておりますが、地権者の方々の要望は非常にさまざま、1人だと不安なのでまとまった形で聞きたいと言われる方もいらっしゃいますし、あるいは用地交渉という非常にプライベートなものなので、個別に話をしたいと言われる方もいらっしゃいます。環境省としては、個別の地権者の方々のご要望に応じて、まとまって聞きたいということであれば、我々としても、まとまった場でご説明をさせていただきますし、そうではなくて、個別に聞きたいということであれば、それに対応してやっていきたいということで、地権者の皆様への説明会も一律という形ではございませんが、ご要望に応じて対応させていただきたいと思っております。

○門馬委員 その辺よろしくお願いします。これについては環境省だけに預けるわけにはいきませんので、福島県、そして両町も当然その中に入って議論していただくということが大切だ

と認識しておりますので、その点、よろしく申し上げます。これは私一人の意見ではないです。多くの地権者がそういうことを望んでいると思ってください。

○河津委員長 ありがとうございます。率直な意見で環境省にも考えていただきたいと思いません。はい、菅野委員。

○菅野委員 西尾さんの説明で、大きな勘違いをしているのかな、夢を見ているのですかと言いたいのは、大熊町、双葉町、福島県、28年度、搬入オッケーが出たのですか。自分たちの見解だけの話をこういうところでしたら、皆さん勘違いしますよ。双葉町の全協の中でおたくの副大臣の井上さんが昨年2月のパイロット搬入と言わないで、搬入の受け入れをしてもらいました。あの後どうなりました。あなたたちの話なんか誰もちゃんと聞いていないじゃないですか。なぜそういう嘘をつくのですか。自分たちが決めたことを国は何でも進められるのですか。一つ、そこは聞きます。今、県もいる。大熊町の方もいる。双葉町も、あそこにいた人間もいます。どこの町がオッケーを出したのかお伺いします。

あと、西尾さんの説明した部分で、28年度中にやります。28年度中にやるのだったら、28年度、27年度には全部、道路整備もきちっとやっていなくてはならないのでしょうか。パイロット搬入の意味はどういうことですか。こういうまずいところがあるから先に直してやるという話じゃないですか。パイロットのときも言ったじゃないですか。こういうまずいところがあつたら先に直してやりますよ。全部今までの経過は嘘なんですよ。ましてや、今2,300人以上の地権者がいると言っていましたね。補償ではないんですよ。買収なんですよこれ。補償というのはあくまでも営業権とか居住権とかそういうものに国は何もしていません。そこで営業していた方には出ていけ。2年分の家賃を払ってやるからということだけではないですか。それがちゃんとした補償ですか。補償というのはそういうことをいうわけですよ。これが三つ目です。

もう一つ言わせてもらえば、ちゃんともうできないのだったら、地権者の方も皆さん、中間貯蔵で、あなたたちを信用していないんですよ。最終処分場でも何でも、ちゃんとしたなんでこういうふうになるのだということを中間貯蔵で説明つけられないでしょう。燃料デブリが出てきたら、今度は移動できませんと。そういうところこそ最終処分場にするしかありませんとか何とかと、結局、あなたたちは責任を後世に持っていこうとしているのです。今の環境省の職員、国家公務員、経済産業省もみんなそうですが、実際に30年後に出せると。門馬さんたちも前言っていましたが、30年、1日でも超えたら、ちゃんとそのときの賠償金の話も明記してくれと。自分たちでできないでしょう。できないというのは、ただ、あなた

私たちは普通の会社であれば、最初から最後まで仕事ができない人は辞めてもらうということです。あなたたちは人を交代して、その責任を後世にどんどんやっているのだから、そうじゃないと思うのだったら、30年後にできないというのだったら、なぜ最終処分場の話ができないのか。ちゃんとそういう議論ができないのか。これをお聞きしたいです。

ましてや、こういうところに責任ある大臣とかを連れてきたらいかがですか。あなたたちみたいな他の職員では答えられない人が来たら何回来ても無駄ですから。そこら辺をちょっと答えてください。

○河津委員長 では、環境省、お願いします。

○西尾企画官 西尾でございます。最初の2点について説明します。28年度の輸送について、これで了解しているのかという話だったと思います。この資料の最後で説明したと思いますが、この資料については、両町の議会さんに説明はしていますが、これは両町さんのほうにご理解いただけるように、今後も私どもとしては説明を尽くしてまいりたいと思いますし、ご理解いただけるように今後も取り組んでいきたいと考えています。これが一つ目の答えです。

二つ目については、道路交通対策です。これについては、台数に応じて、つまり今年度パイロット輸送については1日25往復程度でしたが、来年度はトータルが15万立米ですので、双葉町さん、大熊町さん、合わせて合計100往復程度です。100往復程度の台数に応じて必要な対策をとっていくということで、先ほど説明したような対策で足りるかと考えておりますが、ただ、いずれにしても双葉町さんのルートが大きく3段階にわたって変わっていくということ、それから台数も28年度は往復で100往復程度ですが、今後増えていくようになりますので、今度増えていく段階になりましたら、その増えていく前までにその台数分の対策をとっていくというのが環境省で考えているところです。以上です。

○河津委員長 引き続き、お願いします。

○永島参事官 3点目、4点目についてお答えいたします。補償と賠償ということですが、中間貯蔵については、国の用地補償のルールに基づいて補償させていただいております。ただ、地権者の皆様からすれば、補償とか賠償とか、そういうことは関係なく、トータルで生活再建をどういうふうに進めていくかということだと思いますので、補償と賠償、それぞれのルールはございますが、経済産業省、あるいは東京電力などとも話をしながら、地権者の皆様の生活再建という視点に立って対応させていただきたく、これからも考えていきたいと思っております。

それから最終処分についてですが、これまでの経緯として最終処分ではなくて、中間貯蔵、

それも最終処分にならないように、どういうふうに中間貯蔵を担保していくのかというような観点からずっと議論して、その結果として、今こういう形になっているわけで、環境省として、あるいは政府全体として、この枠組みにのっとなって対応したいと考えております。

○河津委員長 菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 西尾さん、相手の理解度の問題です。あなたたちの説明は一方的で、議会と町と話し合っただけというのは書いてあるだけで、ちゃんとした大枠ではないじゃないですか。28年度の本格搬入、28年度の本格搬入と何回言ったんですか。行政との話し合いなんて、みんなここで聞いている人は本格搬入が決まったと思っていますよ。そのことを、この前全協のときに、統括官の縄田さんが言っているのに、あなたも一緒に来て同じことをやっているんですよ。あなたは、結局、国家公務員としてふさわしくないでしょう。国民に押し付けるのですか。地権者の方々とかそういうところ。そういう偉そうな態度とか寝言を言ってもらったのでは、僕たちは実害なのです。実害のある人間なのです。

あと、中間貯蔵の問題、もう今環境省、国、もう全然信用がありません。それだったら仕切り直しして、皆さんに頭をちゃんと下げて、話を聞かないで、さっきの話の中でも餌と鞭という話が出たけれども、あなたたちが勝手に決めたことを人に押し付けるというのは、その土地とかそういう場所にみんな思いがあるわけです。そういうのを押し買いというんですよ。押し売りというのは有名ですが、押し買いは駄目だよという法律もあるわけです。買ってやるから、買ってやるからと。今環境省がやっていることは反社会的勢力と変わらないですよ。津波被害があったところは土地が高くなっているわけです。けれども、あそこも津波被害があった場所なので、もちろん高いところは高くなるはずですよ。そういうことも参考にもせずに、国の基準、基準といいますけど、この原子力事故とか、そういうものは今までに国の基準以外に前例のないものを行っているのだから、今ちゃんとした構築したものを作って後世に宿題を残さないでくださいと僕は言っているんですよ。

後世に宿題を残すのだったら、僕たちの時代に関わった人間がちゃんとその一個一個の問題をちゃんとしていかななくてはならないのではないですかということ。あと28年の本格搬入というのは、私は不愉快です。いろいろな面があって、あなたたちは本当に自分たちで一回住んでみてください。どういういい所だったか。そんなのも分からないで、売れ、売れ、売れ、売れって。そしてこうやって外堀を埋めてきて、県の方がいますが、県ではそれをほぼ了承しているのですか。

○河津委員長 県のほうから。

○大島委員 今28年度の事業方針について、県のほうでどういうふうに考えているのかというご質問ですが、この方針が2月19日でしたか。両町の全員協議会で説明されたというのはお伺いしています。そのときに大熊町さんについては、概ね議会全員協議会でもご理解をいただけたのではないかとということだったと思っておりますが、双葉町さんについては、いろいろご意見が出て、明示的にご理解をいただいたという状況にはなっていないと我々としては認識しています。そこは環境省さんのほうでも、今後またそのご理解をいただくために説明を引き続きしたいというような話で、我々としては聞いています。

○河津委員長 井戸川委員、どうぞ。

○井戸川委員 大熊の井戸川です。中間貯蔵というので先へ進むということがなかなか難しいような感じもするのですが、私は一つ事例をお話しすると、こういう事例があります。おそらく帰還困難区域等々にいる方には、こういう経験があると思っておりますが、今電力関係は躍起になって、人間を相当数入れて、そして各個人個人の家を回ってアタックしております。そして、いろいろなものを収集して帰っていくのです。そういう交渉で、けっこう進捗率がいいのではないかと思います。そういうことを今環境省さんでやっていますか。おそらく私はそういうものを耳にしたことはありません。

どうしても皆さん方が、最初来たときにはいろいろなことを言われて怖がるんですよ。電力もそうでした。最初、ボンボン言われて脂汗を流して帰っていくのがほとんどでした。しかし、それを個人個人と接触してアタックしていくうちにお互い腹が出てくるんですよ。その腹をお互いが探り合って、最終的にはその中間貯蔵の買収関係のそういう話になっていくのではないかと私は思います。おそらく環境省さんは一本釣りをしようとしているのではないですか。一本釣りではそう簡単に地権者さんは動きませんよ。個人個人がやっぱり自分の革靴で一生懸命我が足で稼ぐ。やる。こういう精神でなければ、この中間貯蔵は絶対前に進まない。

私の知っている方も夫沢にいますが、その方も「中間貯蔵はだいぶ進んでいますか」。「何か環境省、どこに来ているんだよ。そんなもの、たまに一回来たからって100回も来たような話をしているよ」。そういう話を耳にするんですよ。ですから、やはり皆さん方は、ましてや今26人だか30人だか、人間を増やしたというのですから、おそらくそういうシステムを作るために増やしたのではないかと私は思いますが、そういう足で稼いでアタックして、そしてそれを前向きに進んでやってください。それがおそらく私は一番の早道ではないかと思っております。そういうことで、私からワンアドバイスです。以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。やはり地元の理解というのは本当に大変だとは思いますが、やっぱり一つ一つやっていかなければいけない事項だと思います。ほかに。はい。齊藤委員。

○齊藤委員 双葉町の齊藤です。今日は門馬さんから、菅野さんからお話がありましたが、私も以前申し上げました。地権者に対する丁寧な説明、そういったことで報道関係では、大臣各位も申し上げていますが、全然丁寧な説明もされないで、中には今日の話にもありました何回でも地権者に説明が必要ではないですかと。それを私は以前にも申し上げましたよ。ただの一回、説明会を方々でやって、その中で罵声、質問を浴びながら、それに対する答申が直接されていない。そして報道関係だけで丁寧な説明をしながらなんて、あなた方は表向きばかりのやり方なんです。今日は私は大きい声をしないように、今我慢してしゃべっているんですけども、本当に皆さんのやり方、これは環境省ばかりではありません。今の大臣をはじめ私は大変腹の立つところがあるんですよ。

こんな会議で言って悪いのは分かりますが、ある警察署に言いましたよ。肩書きのある人が来たら、私はネクタイを引っ張ってひっぱたくから待ってろなんて。あと捕まったって構わないからと言ったときがありますよ。本当に皆さんのやり方、相手の身になって、こういった大惨事を起こしながらやっている。前に一度申し上げました。この委員会で地権者がまともになっていなければ、本当だったらできるはずないですよ。それをただ何件獲得するとか何とかと無理な推進方法で、言い方を変えれば国民をいじめているんですよ。私も地権者です。避難と言うと聞こえがいいですが、ただ追い出されてそのまま。そして皆さんは5年間の生活、6年目に入りましたけれども、本当に言葉になってしまうと、東京電力にばかり包括支払いをさせて黙っているのがあなた方の立場なのです。それでいいのですか。本当に私らの身になって考えてくださいよ。

ですから、先ほど個人的に、私は個人でやるからとか、あとは団体で話を聞く。やっぱりみんなに対して同じく、今までの質問があったことに対して口頭で返事するのではなくて、地権者会を開いて、ここでこういった方法で、こういった質問があったことに対しては、こういったことで対応できますとか、もしできないとすれば、こういった理由、これは理由がありますね。そういったことをすべきではないですか。それが丁寧な説明と。私はそういうふうに解釈しております。本当に強行的にただ進めればよいということではないと思います。私自身も個別な話になりますが、交渉係をやったときがありますよ。ただ進めるだけでは駄目なんです。やっぱり相手の身になって、浜通り、そして県民の身になってやっていただ

かなかつたら、全然前向きな話ではないということです。丁寧をお願いしたいと思います。

○河津委員長 ありがとうございます。今に関して、環境省から何かありましたら。

○土居所長 今ご指摘いただきまして、また他の委員からのお話もありまして、非常に丁寧にご説明をするということの重要性、改めてご指摘いただきましたので、我々としてもさらに改善すべき点は改善して丁寧にご質問へのご回答をさせていただきたいと思っております。

○河津委員長 よろしくをお願いしたいと思います。ほかに。大島委員、どうぞ。

○大島委員 資料のほうでまた何点か確認させていただきたいと思いますが、資料1の4ページに、前回の委員会で作業員の被ばく線量の話が議論になりましたが、この左側のグラフの中で累積線量が20を超えている方が3名ほどいらっしゃる。これは年間という理解でいいのかなと思いますが、欄外の注2に中間貯蔵事業に限定すると最大の線量は約5ミリシーベルトになっているということで、ほかの作業で被ばくされているということで、累積で20を超えている方は3名くらいいるということなのかなと思いますが、今日の説明でもありましたが、法律上は1年間で50ミリシーベルトなので問題ないというふうに思いますが、事業者の方が自主的な基準で5年間で100ミリというなので、1年ごとでは20ミリを目安に、またそれに安全率をかけて設定した基準で管理されていると、先ほどもご説明がありましたが、それとの関係で、ここで20を超えている方というのは、どういうふうに理解したらいいのかということが一つです。

それから19ページに今回のパイロット輸送の検証ということで、大まかなまとめが載っていますが、その中の必要な対策、改善策が書いてありまして、あまりにも簡単でよく分からないのですが、まず一つ目の積込場からの搬出のところで、1行目に除染土壌等の保管実態に応じた安全かつ効率的な作業手順・作業計画の具体化とあります。仮置場の状況によって、今年度パイロット輸送を行っているなかで、かなり時間がかかったものと、比較的スムーズに搬出できたものいろいろなものがあるのだと思います。その辺で今回、パイロット輸送をやってみて、仮置場の状況によってどの程度、作業の効率に影響が出ているのか、出るのか、その辺どのように評価をされたのかということと、おそらくそういうふうにかなり影響があるのだとすると、作業を今後効率的にやろうとすれば、それぞれの仮置場の状況がどうなっているのかというのをきちんと環境省さんのほうでも把握して、事前にその改善が必要などころについては改善をするという対応も必要になるとは思いますが、その辺をどんなふうにお考えになっているのか。この2点、とりあえず教えてください。

○河津委員長 では、2点について、環境省、お願いいたします。

- 亀井補佐 まず一つ目の作業員の被ばく線量についてお答えいたします。ご指摘のとおり、4ページ左側のグラフで、平成27年度の累積線量が20ミリシーベルトを超えている方が現時点で3名ほどいらっしゃいます。注釈の2にあるように、中間貯蔵事業に限ると、最大被ばく線量はこの期間で約5ミリシーベルトですが、これらの方は、原子力発電所での作業に従事されていて、そのあとこちらに移ってきたということで、そのときには、既にこれくらい被ばくをされていたということです。各事業者が、自主的な目標としては5年間の100ミリを5で割った20ミリを一つの目標にしながら、さらに安全を見て管理しておりますが、当初からそれを超えて中間貯蔵事業に従事し始めた方については、5年間100ミリ、1年間50ミリを超えないように、事業者がしっかり管理をしているということです。この3人の方についても、5年間100ミリと比較しますと、そこまで及んでいないということも確認しながら、事業者がローテーションを組むなどして、5年間や1年間の限度を超えないように管理をしています。
- 大島委員 確認しますが、そうすると、この表、グラフは今年度の累積を指しているわけではなく、今までの作業に従事されてきた全ての期間を通じた累積を書いているということですか。
- 亀井補佐 いえ、このグラフ自体は本年度のものですが、これとは別に5カ年の情報も事業者で把握しておりまして、そちらを見ますと、5年間100ミリというところには達しないレベルで推移しているということですので、それぞれの基準と照らし合わせて、確認しながらやっているということです。
- 河津委員長 確認ですが、その仮置場といいますが、保管場所で作業をしたがために20を超えたということではないと。
- 伊藤補佐 もう少し申し上げますと、いわゆるこの中間貯蔵施設の事業に参画しているJVが従事者を管理するわけですが、やはり1Fの作業に従事した方が仮置場のほうに中間貯蔵のお仕事に来られるというケースもあるので、その事業に携わる前にどういった累積被ばくをしているかというのも合わせて、情報をJVは持っている。それを我々も吸い上げているという状況です。
- 河津委員長 よろしいですか。高萩委員、どうぞ。
- 高萩委員 双葉町の高萩です。まず資料2の10ページですが、全協の場でもちよっとご説明をいただいておりますが、前田橋について前の環境安全委員会でも言わせていただきましたが、もうなにか既に補修をされているのですか。というふうに、近所の方が一時立ち入りで戻ったときに、かなりやっつけいらっしゃるというのは承っています。委員会としても、6月の議

会が終わったあとに、またちょっと現地調査をさせていただきたいと思いますので、その辺早い時期にきっちり作っていただきたいと思います。

あと具体的なルート、Ⅱ-②ですが、前田橋を通らないルート、これも用地交渉とかいろいろあって、具体的にこの前の全協のときにも言いましたが、本当にここに書いてあるとおり、できるだけ早く移行を願いたいという要望です。これは毎回言っていますが、とにかく早くやっていただきたいと考えております。

あと資料3の、12月の前回のときもいろいろあった件も報告を受けていますが、1月以降もいろいろ起きているようなので、十分いろいろな教訓を生かして本当に安全に作業をやっていただきたい。私の一番は安全によろしくお願ひしたいということです。以上です。

○河津委員長 どうもありがとうございました。関連して何か。はい、どうぞ。

○西尾企画官 資料2についてご要望いただきましたので、お答えさせていただきたいと思えます。まず前田橋については、早速関係機関と調整がついたものですから、上面の舗装については、概ね終わっております。ただ、まだ白線まで引けておりません。それからあとは橋の裏側でひび割れたところを直すとか、そのあたりは今後になるものですから、もうちょっとかかりますが、いずれにしてもできるだけ早くこれは進めたいと思っています。これが1点目です。

もう1点目のⅡ-②のルートについてですが、これについても2月19日に議会のほうで説明しましたが、その日の午後にも早速この打ち合わせを双葉町さんとさせていただいておりますし、それ以降も1回だったか、2回だったか、何度か打ち合わせさせていただいて、とにかく早くこれを進めたいと我々も思っておりますので、ご要望に沿えるよう、できるだけ早くこれを進めたいと思っております。以上です。

○河津委員長 先ほどの大島委員ので、1点抜けましたので、作業場ごとの、いわゆる作業能率の違いがあったのではないかということだと思いますが、よろしくお願ひします。

○松田調整官 積込場のほうの問題かなということですが、やはり今回パイロット輸送を実施するにあたって、それぞれの市町村さんの要望に応じて、積込場を決めて搬出して来たわけですが、どうしても場所的に非常に狭いという部分もありまして、あとは土の中に埋まっている状態にあるといったものもあつたりして、事前に準備工を行うにあたって、保持が非常に大変だったという部分があるということです。そういう意味でいえば、今回こういった検証を踏まえて輸送の実施計画の中で積込場の要件という部分の中で大型車両、積込機材の稼働の安全確保という部分で作業員の動線を確保していく。また車両の待機や方向転換、保守点

検を行う場所があることを基本とするといったような形で、積込場の要件も書かせていただきながら、今後市町村の皆様方とも調整をしていきたいと考えております。

また高萩委員からもお話がありました安全対策の部分です。昨年12月24日にさまざま事象について報告させていただいたところで、また今回も同じような事象について、繰り返し報告するに至ったことについては、大変申し訳なく思うところですが、我々環境省、あとはJ V、あと関係する機関と連携しながら、その工事監督の安全第一で、取り組みをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、また引き続き行っていきたいと思っております。以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。ぜひヒヤリハットといいますか、その事例、共有とともに、やはり大きな事故というのは必ずハインリッヒの法則ですかね、いろいろあると思っておりますので、きちっとその辺は、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。ほかに。井戸川委員。

○井戸川委員 関連すると思っておりますが、資料3の8ページ、これをちょっとめくってみてください。微小災害的なものがだいぶ説明があったのですが、その中で私がちょっとヒヤッとするものがありました。この文章を眺めますと、これは高速道路でラッシングベルトを落としたということで、これは大変ですよ。皆さん方も高速に乗って走っていると思っておりますが、これで事故があったら、ただ、ラッシングベルト落としたでは済まないですよ。これを重く受け止めておいてくださいよ。本当に二重、三重の事故、あつという間ですから。これを避けようとして右から来た車に接触とか、もう大変な大きな事故になります。ですから、この辺は特に落下物関係、気をつけていただくように、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○河津委員長 ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。では、菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 さっきちょっと中途半端になってしまったので、ちょっと環境省に要望があります。許可ももらわないうちに28年度の搬入開始とかということをやめてください。外堀から埋めるような汚いやり方は今後一切しないでください。それは全協等でも、前にもいろいろな面で言っています。環境省はそれを全然直していません。井上副大臣をはじめあなたたち職員の方も国の職員の方も、そういう卑劣なやり方は今後一切やらないでください。

例えばそれを言うのであれば、用地買収が70%進んだからとか、80%進んだから理解を得ましたというような形でだったら分かりますが、用地買収もできないうちに、なんで先に進むのか。先ほど齊藤宗一さんが言われたように、用地買収もできないうちに前にここに来たとき、建設的な話をしてくださいと言われましたけれども、あなたたちは建設的な話ができ

るような土壌をもってきていないので、嘘ばかりついたり寝言を聞くにわざわざ来たくない
ので、そういうことがあるようであれば、今後一切来ないので、ちゃんとした対応をして
いただけるのか、していただけないのか。結婚してって、相手がいいよと言っていないうちに
結婚するんだと言っているのと、これ言っていること変わらないですよ。それを今後できる
のか、できないのか。ここで約束してもらえますか。所長。

○河津委員長 環境省、よろしいですか。はい、お願いします。

○土居所長 本格輸送については、先ほどご説明した輸送の実施計画、こちらに具体的な中身の
やり方、輸送する段階の注意点などを書いています。当然、用地の買収の状況も見据えなが
ら総量を決めていく必要がございますが、今この段階でいきますと、契約までいかせていた
だいたもの、こういったものを踏まえて15万立米で28年度の輸送を実施に向けて準備してい
きたいと思っています。さまざまな気をつけるべき点は、この委員会でもご指摘いただい
ておりますので、それに留意しながら前に進めていきたいと考えています。

○河津委員長 菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 許可もらわないうちという話をしているのに、周りの人とか、みんないるわけ
でしょう。地権者も。そういうやり方が環境省としておかしいのではないですかと言ってい
るんです。分かっていますか、日本語。自分の家がやられたり、自分の家族がやられたらど
うなんですかという話ですよ。我々の地域の人には津波被害、地震の被害、あげくの果てに原
発の被害、はっきり言ったら悪いですが、東京の電気を作っていた場所ですよ。私たちに関
係ないんですよ。だったら東京に持って行ってください。環境省だってそのくらい分かっ
ているでしょう。分かっているのだったら、許可もらわないうちにこんな説明をするのだっ
たら、説明要らないじゃないですか。勝手にやればいじゃないですか。国家権力を使って。
裁判でやりましょうよ。じゃあ、闘っていきましょう。あなたたちのやっていることは道徳
的におかしいですからね。

今僕は何て言いました？ 許可もらわないうち、その前に説明したじゃないですか。結
婚してくださいと言って、駄目ですよと言っている人間に、もう結婚したと言っているのと
変わらないですよ。そんな幼稚なレベルのことをやっているんですよ。実施計画、あなた
たちの計画はそんなにすごいんですね。万が一30年後、全部出せなかったら、そのときの責
任はあなた、辞めても絶対とれるということですよ。さっき言いましたよね。中間貯蔵だ
けじゃない。最終処分場でも何でも、できっこない計画を作って、今まで全然進んでい
ないじゃないですか。できもしないことを国民にあなたたちは国の税金から給料をもらってやっ

ているんですよ。今日は怒りたくないと思って来ましたが、こんなくだらない話をされるのだったら来る必要がないと思う。あんたたち国家公務員の資格がないよ。今までずっと国民を騙しているんだから、そこら辺分かっているんですか。所長。それを踏まえて話してくださいよ。誰も許可していないのに、それができるといふのだったら国家権力でやりなよ。

○土居所長 この委員会できざまな委員からも丁寧な説明が非常に重要だというお話、ご指摘をいただいております、我々もその重要性について、あらためて認識をさせていただきましたので、その説明についてはきちんとさせていただきたいと思っています。

○菅野委員 ちょっと待って、答えてないじゃないですか。委員長、ちゃんと采配ふって、自分で計画に線を引いたんだから、その責任はとれるってということだからね。今回責任取れなかったら前の所長みたいにいなくなるのか。

○永島参事官 環境省としてお答えさせていただきます。中間貯蔵事業については、これは福島への復興、復旧にも大きく関わりますし、福島だけではなくて、まさに福島の中間貯蔵事業を進めるといふことが、日本全体の復旧、復興にも大きく関わってくるという、非常に国家的なプロジェクトだと我々は認識しています。この事業をどういうふうに進めるかについては、これはもちろん地元の地権者の皆さま、それから地元の町の皆さま、これが第一ではありますが、他方で搬出を待っている市町村、それからそのほかにも非常に国家的な関心も高いという中でどういうふうに進めていくかについては、我々も一定の考え方を示すことが重要だと思っております。そのような観点から28年度、どういうふうに進めるか、それから今後5年間、どういうふうに進めていくかということを示していくことは、我々の責務だと思っております。

ただ、本日の説明でも我々もちょっと足りなかったと反省しておりますが、これをこのように公表して、このように進めていくということではなくて、これはあくまでも環境省としての考えだということ、これからの説明においては、もっと明確にした上で、それについて地元では理解をいただいている部分、いただけない部分がございますので、そこも含めて状況を正確に伝えつつ、環境省としては、このように進めることを考えている。それに対してご意見があれば、またそれを踏まえて、よりよいものにしていくという観点から、これからの対応させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○河津委員長 菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 一言だけ言わせてもらいますが、地権者の方々のご意見とかそういうものは一切聞

いていません。聞いているかもしれないですが、現実化したものがほとんどないですから、そこら辺を踏まえてください。踏まえて先ほどの話につながりますので。地権者の話を聞いてはいますが、全然やっていない。自分たちの仕事をそんなに美化しないでください。言うことを言うのだったら、やることをやってください。

○河津委員長 もう皆さん、共通認識だと思いますが、やはり地元の理解が一番大きいというのは当然ながら分かっているかと思います。事実、その方向に向けて、それぞれの立場で努力していただければと思います。ほかに。はい、門馬委員。

○門馬委員 大熊町の門馬です。要望ばかり出してしまして、御礼も言っておかないとまずいと思ひまして、御礼も1点言っておきたいと思ひます。資料3の9ページ、輸送車両後方の表示についてと記載されています。これについては、即対応していただきましてありがとうございました。私も今朝もいわきの避難先から10時に自宅を出まして、郡山方面に高速道路を利用してきました。途中、いわき方面に除染トラック、3台とすれ違いました。そのときにやはり気になったのは、前の部分については横断幕があったのですが、後ろについては、高速道路を走って、振り向くわけにはいきませんので、おそらくまだないと。あとA3で細かい字で張りつけてあったのはちょっと見えたのですが、今後、このような対応を2メートルかける30センチですね。この大きさによれば、おそらく「福島再生へ 除染土壌等運搬中」ということが見えると思ひますので、特に福島県外から来る車両については、これは汚染されたものを運んでいるトラックなのだということの方が分かると思ひますので、この辺の対応については大変ありがとうございました。一住民としてお礼申し上げます。

○河津委員長 星委員、どうぞ。

○星委員 2点ほど、確認と要望ということで、1点は以前から委員からも住民への分かりやすい情報提供ということでのご意見がありまして、現在、国において、今日のモニタリング結果とか搬入実績について国のホームページ、あとは委託業者のJESCOのところで公表されているところですが、ある一定の期間で更新をされているという状況かと思ひますが、今日説明があった資料1の5ページに、下のほうですが、※印で2月から保管場における空間線量とかデータを自動送信できるようになったということと、あと8ページに同じように3月から自動送信ができるようになった。機器を設置したということですので、今ある程度、一定の期間をおいて更新されているわけですが、更新頻度を今後、どのように考えていらっしゃるのか、その辺の考えをお聞きしたいと思っております。

○河津委員長 それでは、環境省、お願いいたします。

○伊藤補佐 ご指摘ありがとうございます。測定については、項目、頻度、場所によってもさまざまではありますが、大方針としては、やはりしっかりと出せるものをしっかり出していく。仰る通り、資料の中でも福島県のほうからもご指摘いただいていると思いますが、なるべくリアルタイム化すべきところはするよということ、随時やっておりますので、今後もそれぞれ求められる頻度も変わってきますが、とくにリアルタイム化すべきところは充実させていきたいと思っています。

○星委員 原発同様にリアルタイム化できるようにお願いしたいと思います。

あともう1点は要望ということで、先ほど高萩委員とか井戸川委員からご要望ありましたが、前回は安全意識についての浸透ということで意見が委員から出たところまでございまして、今回というか先月ですけれども、パイロット輸送中の検証の中でおおむね確認ができたということでもありますけれども、ちょっとした事故ですね。多分ちょっとしたことということでありますけれども、かなり大きい事故になった可能性もある事故でありますので、その事故後に速やかに研修とか対応されているようでございますけれども、来年度においては、そういうことを踏まえて、研修内容を見直すとか、あと、先ほどの説明だと毎月1回ぐらいですので、その辺の頻度とかも検討して、やはり輸送において安全に確実にというのをまずは、県民の安全・安心を確保して輸送していただくということが重要でございますので、県の立場からもご要望したいと思います。

○河津委員長 ありがとうございます。今のに関して。はい。

○土居所長 安全の徹底の仕方につきましては、その都度どんどん改良させていただき、その効果が維持また向上できるように努めたいと思っております。

○河津委員長 ありがとうございます。それでは、石田委員どうぞ。

○石田（順）委員 資料3のところでもちょっと気になった点なんですが、3ページのところに発生要因ということで、運転手が格納状況の確認を怠ったという言い方が書いてありますよね。だから、何か特定の1人を名指ししてありますけれども、それから、5ページのところでも、作業員が、発生要因のところですけども、作業員に病気による欠勤者が出たため云々というふうに書いてあるんですが、これは人間ですからね、1人の人だけがこの作業のやり方あるいはポイントをわかっているということではなくて、やはり複数者がですね、やっぱり誰かが病気で休むということは、当然人間ですからあり得るので、そういった場合にもちゃんと交代できるような、常日頃からそういった教育なりシステムをやはりきちんとしておくことが、作業の安全性を高める上においてすごく大事だと思うんですけども、ちょっとその

辺のことが再発防止のところに具体的に書かれてないなと思いましたので、ぜひ複数作業
者で輪番でやれるというような体制をぜひつくっていただきたいと思います。

○河津委員長 環境省お願いします。

○土居所長 ちょっと発生要因の書きぶりがよろしくなかったのかもしれませんが、ご指
摘のとおり1人の者に責任を寄せたというよりは、やはりミスが起こり得るということ
を前提にダブルチェック、トリプルチェックという形でどのように仕組んでいくかとい
うのが重要でございますので、そういった面で徹底できていなかったところが要因だと思
います。そういった面で行きますと、クレーンのところでいけば監視員とのダブルチェ
ックというのが、当然必要だったんだと思いますが、それをきちんとする。また、装
置的にも格納していないと警報が鳴るといった機械的なものも加えて対応させてい
ただくなど、これがやるべき話だったと思いますので、きちんと徹底したいと思
います。

また、欠勤等という話も、かわりに入った者が中身がきちんとわかるということが非
常に重要で、もともと重要でございますので、その部分につきましても全体の体制
としてそれがカバーできるように仕組んでいくということだと思っております。あ
りがとうございます。

○河津委員長 はい、ありがとうございました。ぜひ、そのように、やっぱりダブル
チェックというのはすごく必要になっていることは、もう皆さんご存じだと思
いますけれども、ぜひ、いわゆる事故だとか、ちょっとした普段と違うようなこと
に関しては、よくまた情報を共有しながら、こういうことがないようにひとつ
お願いできればというふうに思います。

その他ですけれども、これに関してもしなければその他のほうに入らせていただ
きますけれども、その他について、何かありませんか。事務局のほうで何かあ
りますか。

○事務局 特にございません。

○河津委員長 ありがとうございました。

それでは、時間が多少過ぎたわけですが、本日は本当にお忙しい中お集まり
いただきまして誠にありがとうございます。大きくは今日は2点の議論かなと思
います。1つはやはり地域への理解。地権者を含めて地域への理解というのは
非常に大きなポイントというのは、これはもう今までもさんざん言われて
おりますけれども、やっぱりなお一層、環境省としても努力していただ
ければと思います。もう一つは、やはり、ヒヤリハットの話になります
けれども、やはりちょっとしたことで、これが大きな事故につながっていく
のは、今まで当然言われているものですから、いかにそこを潰していくか
ということだと思いますので、ぜひその辺は、皆さん情報共有をしながら、
一つでもないような、そんなような体制をつくって

いただければと思います。

それでは、これもちまして第4回中間貯蔵施設環境安全委員会を終わらせていただきます。
本日はどうもありがとうございました。

以上